

# 転 出される方へ

新住所地に住み始めた日から14日以内に、新しい住所地の自治体に転入届をしてください。

手続き事項	さくら市での手続き	新住所地での手続き
国民健康保険	資格確認書または資格情報のお知らせの返却が必要です。 <b>市民課国保係</b> （本庁舎1階）	国民健康保険に加入する方は、手続きをしてください。
後期高齢者医療 （75歳以上）	保険証の返却が必要です。 県外へ転出する方は、負担区分証明書の発行が必要です。 <b>市民課後期医療年金係</b> （本庁舎1階）	手続きをしてください。
国民年金	手続きはありません。	国民年金に加入されている方は、手続きをしてください。
保育園 幼稚園	手続きが必要です。 <b>こども政策課</b> （第2庁舎1階）	手続きをしてください。
保育料等の無償化	手続きが必要です。 <b>こども政策課</b> （第2庁舎1階）	手続きをしてください。
児童手当	手続きが必要です。 <b>こども政策課</b> （第2庁舎1階）	手続きをしてください。
児童扶養手当	手続きが必要です。 <b>こども政策課</b> （第2庁舎1階）	手続きをしてください。
ひとり親家庭医療	手続きが必要です。 <b>こども政策課</b> （第2庁舎1階）	新住所地の窓口におたずねください。
児童医療	受給資格証の返却が必要です。 <b>こども政策課</b> （第2庁舎1階）	新住所地の窓口におたずねください。
妊産婦医療	受給資格証の返却が必要です。 <b>こども政策課</b> （第2庁舎1階）	新住所地の窓口におたずねください。
妊産婦健康診査	妊産婦健診受診票は転出日から使用できません。 <b>こども家庭センター</b> （氏家保健センター）	新住所地で妊産婦健診受診票の発行手続きが必要です。
介護保険	保険証の返却が必要です。 <b>高齢課介護保険係</b> （本庁舎1階） ※すでに要介護認定を受けている方は「受給資格証明書」をお受け取りください。	手続きをしてください。 ※すでに要介護認定を受けている方は、新住所地の窓口におたずねください。
障がい者手帳 重度心身障害者医療費助成	手続きが必要です。（精神障がいを除く） <b>福祉課障がい福祉係</b> （本庁舎1階）	新住所地の窓口におたずねください。
自立支援医療 更生医療、育成医療 精神通院医療	手続きはありません。 <b>福祉課障がい福祉係</b> （本庁舎1階）	新住所地の窓口におたずねください。
障がい関係手当	手続きはありません。 <b>福祉課障がい福祉係</b> （本庁舎1階）	新住所地の窓口におたずねください。
障害福祉サービス	手続きが必要です。 <b>福祉課障がい福祉係</b> （本庁舎1階）	新住所地の窓口におたずねください。
上水道	水道を使用されていた方は手続きが必要です。 <b>上下水道料金センター</b> （卯の里庁舎1階）	新住所地の窓口におたずねください。
下水道	公共下水道及び農業集落排水を使用されていた方、井戸水の使用人数に変更がある方（受付は料金センターのみ）は手続きが必要です。 <b>上下水道料金センター</b> （卯の里庁舎1階）	新住所地の窓口におたずねください。
小・中学校	小・中学生がいる家庭は学校で手続きが必要です。 ・[在学証明書][教科用図書給与証明書]等を学校から受取り、転校先へご持参ください。又、現在の学校に引き続き通いたい場合は[区域外就学許可願]が必要です。	学校で手続きしてください。 ※「区域外就学許可願」の申請は、さくら市学校教育課（686-6620）へおたずねください。
住居表示	フィオーレ喜連川・桜ヶ丘の住居表示板は、取り外さずそのまま掲示しておいてください。	

●「転出証明書」に記載してある新住所等が変更になった場合でも、転出証明書はそのままご利用になれます。  
●転出を取りやめる場合は「転出証明書」を返却し転出取り消しの手続きをしてください。  
**市民課総合窓口係**（本庁舎1階）

**さくら市**  
住所: 栃木県さくら市氏家2771番地  
電話: 028-681-1111(代表)

犬の住所変更 **\* 新住所地の窓口にお尋ねください。** **※ 裏面もお読みください。**

手続き漏れや納付漏れにご注意を。

手続き事項	さくら市での手続き	新住所地での手続き
軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"><li>・さくら市ナンバーをお持ちの方はナンバープレートの返却が必要な場合があります。</li><li>・海外転出の場合、送付先設定をしてください。</li></ul> <b>税務課</b> （本庁舎2階）	必要な方は、手続きをしてください。
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"><li>・所有者の方は通知書の送付先設定をしてください。</li></ul> <b>税務課</b> （本庁舎2階）	新住所地の窓口におたずねください。
市税口座振替	<ul style="list-style-type: none"><li>・納付漏れを防止するために口座振替をお勧めしています。</li></ul> <b>税務課</b> （本庁舎2階）	必要な方は、手続きをしてください。
住民税	<ul style="list-style-type: none"><li>・転出日が年をまたいで遡る場合、ご相談ください。</li><li>・海外転出の場合、送付先設定をしてください。</li></ul> <b>税務課</b> （本庁舎2階）	新住所地の窓口におたずねください。



さくら市  
SAKURA CITY



<https://www.city.tochigi-sakura.lg.jp/>